



# デザイン博差し戻し審敗訴

## はじめに

本年10月26日、名古屋高等裁判所にて住民側全面敗訴の判決が言い渡されました。名古屋市民オンブズマン発足間もない頃から取り組んだ初めての住民訴訟ですので、その経緯をざっと振り返ってみます。

## 訴訟の経緯

平成元年7月から11月まで名古屋市において世界デザイン博覧会が開催されましたが、その開催・運営を行ったデザイン博協会がデ博で使用した施設・物品(大は本丸ステージ、樹木、小はゴミ箱、灰皿)を記念として残すため約10億3600万円で名古屋市に売却し、デ博は約2億1000万円の黒字であったという記事が、平成2年初めころ新聞に載りました。これはおかし、デ博の赤字隠しのために売買が行われたのではないかと直感した私達は、同年6月8日、デ博協会から名古屋市への物品売却は違法・無効であるから、デ博協会や当時の市長、収入役、2人の助役に対し代金10億円余を名古屋市へ返還するよう求める住民監査請求を行いました。

この住民監査請求は棄却されたため、同年8月24日、名古屋地方裁判所へ住民訴訟を提起しました。訴訟の中で、デ博協会は半年近く使用した中古品を新品の評価額(デ博協会が無償で寄附を受けた物品もあるので、購入価額ではありません)の一律9割(移転、再築の必要のあるものは工事用材料として5割)もの金額で名古屋市に売却したこと、売買契約の数を操作し

て個々の契約の代金を議会の承認を得ずにすむ金額としていたこと、売却された物品が長期間使用されずに野ざらしにされていた(樹木の一部は枯死していた)ことなどおかしな点が次々に明らかになりました。

その結果、平成8年12月28日言い渡された第一審判決は、デ博協会に対して売買代金全額の約10億3600万円、市長と収入役に対しても決裁権限のないごく一部の契約分を除いた約10億2900万円、助役の1人に対し、自己に決裁権限のあった契約分約3500万円を名古屋市へ返還するよう命じました。

敗訴した被告らは控訴し、平成11年12月27日、言い渡された控訴審判決は、デ博協会と市長に対し、約2億1000万円の返還を命じ、収入役と助役への請求を棄却しました。

これに対し双方が上告し、平成16年7月13日、最高裁は、主として、(1)デ博協会と名古屋市とは準委任的関係にある可能性があり、そうだとすると赤字回避の目的だった(高裁・最高裁ともに、売買が記念を残すために行われたのではなく、赤字回避のために行われたと認定しています)というだけで売買契約が違法となるわけではない(2)損害額は、原則として売買代金額から購入物品の実質価額を差し引いた差額とすべきであるとして、控訴審判決の一部を破棄し、(1)、(2)の点の審理を尽くさせるため、名古屋高等裁判所へ差し戻しました。

## 今回の判決の不当性

今回、言い渡された判決は、この差し戻された高裁の判決です。この判決は、(1)の点について、名古屋市とデ博協会との関係は準委任的関係であるから、本件売買契約は違法ではなく、よって、(2)の点を判断するまでもなくデ博協会と市長は損害賠償義務はないとしました。

しかし、この判決は、名古屋市とデ博協会とがなぜ準委任的関係であるのか実質的理由を全く示していない点や、準委任的関係であることから当然に適法有効であるとの結論を導き出している点で裁判所に求められる思考を放棄したものと断ぜざるを得ません。最高裁は、準委任的関係である可能性があるからその点の審理を尽くせと言っただけで、準委任的関係であると言っただけではありません。また、仮に準委任的関係であり名古屋市にはデ博協会の赤字を補填する義務があるとしても、赤字補填の目的を超え、不要な物品を黒字が出るほどの金額で購入することまで許されるのか否か大きな疑問があります。

## 最高裁への再度の上告

今回の判決は、これらの疑問に全く答えておらず、到底承服できるものではありません。

そこで、本年11月4日、私達は、再度上告しました。最高裁には、今回の名古屋高裁のような思考停止に陥らず、デ博協会と名古屋市との売買契約に誰もが抱く素朴な疑問に正面から答える判決をするよう強く求めていきます。(滝田誠一)

# 近畿整備局の天下り先が347億円優先受注

2005年11月11日の読売新聞に、国土交通省近畿整備局の天下り先が、近畿整備局から入札によらない「特命随意契約」で年間83億4400万円、5年で347億円受注していたとの記事が載りました。天下り先でなくても出来る業務を委

託していたり、一部を別会社に再委託していたと報じております。

国土交通省の地方整備局は全国に8あり、それぞれに天下り先の社団法人があります。中部地方整備局の天下り先である(社)中部建設協会に対し、名古屋市民オンブ

ズマンが2005年2月に、情報公開請求で判明した年間100億円の特命随意契約に関し、申し入れを行いました。

他の地方整備局でも同様の疑惑があります。今後全国的に調査が必要です。

# リニモ「パークアンドライド」より先にすべきこと

11/3、愛知工業大学で「リニモを活かした地域づくり・地域交通のためのフォーラム 講演と懇談のつどい」が開催され、参加してきました。

会場には100名を超える参加者にあふれ、一見活気があるように見えた。

県の担当者、リニモを運営する第3セクター「愛知高速交通株式会社」の担当者、そして大学の先生が順番に話していった。日本初常電動吸引型磁気浮上式リニアモーターカーである、東部丘陵線(リニモ)は、延長8.9Kmに998億円をかけ、愛知万博に間に合わせるように2005年3月に開業した。需要見込みは1日31,500人で、万博期間中は約106,000人(実績)と万博輸送には威力を発揮した。しかし、万博終了後の現在、9月26日から10月31日まで1日当たりの平均は11,000~12,000人と、見込みの1/3程度でしかない。

今後のリニモの活用を、特に「パークアンドライド」を用いてNPOとともに検討していこう、という企画のはじめの集まりであった。「パークアンドライド」とは、「交通の混雑する地区の周辺で、駐車場に車を停め、公共交通機関に乗り換えるシステム」のことであり、今回は「万博会場駅」北側に設置する駐車場(約40-50台分程度)に周辺地域からくる自家用車を止め、リニモを使って名古屋方面に通勤・通学し

てもらおうという計画である。

しかし、ちょっと考えれば分かるが、当初見込みと現在の実数の差は約2万人である。50台程度のパークアンドライドが仮にうまくいったとしても微々たるものであり、やはりはまし、という程度である。

講師の大学の先生は、予測と実数の乖離を、そもそも地域の人のニーズからリニモが出来たわけではないため、と発言した。リニモをけなすことはいくらでも出来るが、「1,000億円の贈り物」と表現し、せっかくできたのだから活用する方法を地域の人とみんなで考えよう、と締めくくった。

会場に来た多くの参加者は、万博のボランティア経験者か、「万博の環境配慮の理念をいかにリニモに活かすか」などの発言が多かった。唯一、私が「将来の料金値上げの見通しは？」と質問し、「計画では5年で10%となっていますが、その通りになるかははっきりしません」と回答を受けた程度である。

奇しくも、11/3の中日新聞朝刊に、愛知県は小牧市にある新交通システム「桃花台線」が存続困難と判断し、年度内に結論を出す、との記事が載った。桃花台線は見込みが1日12,400人に対して約2,500人しか乗っておらず、累積赤字は64億円に上る。しかも、高架の撤去費用が100億円程度かかる見込みとか。学者や担当者を交えた「桃花台線のあり方研究会」が開か

れ、磁気誘導式無人バスの導入が提言されたにもかかわらず、検討委の予測より数億円ふくらんだため、運賃が現在の倍程度にふくらむ見通しで、事実上存続は困難と判断したという。

リニモも桃花台線と同様の運命をたどるのではないか。元は海上の森に団地を造る計画で、その需要を見込んだリニモ計画であった。団地造成計画を断念した時点で、リニモ自体も抜本的見直しをすべきであった。今は、まず今後の需要の見通し、資金計画を積極的に情報公開し、学者、地域住民、行政、NPOらが「リニモのあり方研究会」を開き、今本当に住民がリニモを必要としているか、運行する場合の追加税負担はどの程度になるのか、廃止も含めた議論を今更ながらするべきではないか。桃花台線の二の舞は避けなければならない。

(内田隆)

- ・東部丘陵線  
<http://www.linimo.jp/>
- ・愛知県企画振興部交通対策課  
<http://www.pref.aichi.jp/kotsu/index.html>
- ・リニモを活かした地域づくり地域交通のためのフォーラム  
<http://www.vns.npo-jp.net/linimo/>
- ・桃花台線のあり方検討会  
<http://www.pref.aichi.jp/kotsu/peach/top.html>

# 市長が政調費返還求め市議会派を提訴 静岡・島田市

## 怒ったのは市民ではない、支出した市長自身が返還を求めた

10月14日付け朝日新聞朝刊によれば、静岡県島田市長が市議の政務調査費領収書に不当支出があるとして静岡地裁に返還訴訟を起こしたという。

記事は以下の通り。

「政務調査費がスナックでの飲食代などに充てられていたとして、静岡県島田市(桜井勝郎市長)は13

日、市議会(27人)の野党最大会派「政研21」(8人)を相手取り、02~04年度に交付した政務調査費のうち計約27万5千円の返還を求める訴えを静岡地裁に起こした。

政務調査費を巡っては、住民が返還を求めるケースはあるが、首長が議会側を訴えるのは異例。

県も全国市議会議長会事務局も

「聞いたことがない」としている。

訴状などによると、02~04年度の政務調査費収支報告書に添付された14件の領収書が、スナックや居酒屋、割烹の飲食代だったり、コピー用紙代金の領収書のあて名が議員個人の後援会だったりした。

市側は、不当利得に当たるとしている。